

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会設立発起人会出席者名簿

(順不同・敬称略)

所属機関・団体 役職名	氏 名
愛荘町長	有 村 国 知
愛荘町議会議長	村 田 定
愛荘町体育協会会長	宇 野 久 七 郎
愛荘町商工会会長	西 村 正 司
一般社団法人愛荘町観光協会会長	濱 中 大 樹
社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会会長	北 村 太 一 郎
愛荘町教育委員会教育長	徳 田 寿

事務局

国スポ・障スポ開催準備室	陌間 秀介	室長
	清水 恵一	課長補佐
	森野 直樹	課長補佐
	生田 純一	主査
	大里 香織	主任
	加藤 彬仁	主査
	北村 聖子	係長
	北邑 祐樹	主査
	青木 隼人	主任
	小泉 周子	係長

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会設立発起人会について

■設立発起人会とは

設立発起人会(以下「発起人会」という。)とは、実行委員会設立のための母体となる重要な組織となります。

その主な業務としては、設立趣意書を起草し、実行委員会の役員・委員等の候補者を選定し就任要請するなど、実行委員会設立総会の開催・運営を行うことになります。

発起人会の発議を受けて実行委員会を設立することにより、設立趣旨が明確となり、町民等の理解も得やすくなります。

(1) 発起人

先催市や先催町においては、発起人は必要最低限の人数で構成されています。

発起人の例：町長、町議会議長、町教育委員会教育長、町スポーツ協会長、商工会会長、自治会代表など

(2) 設立趣意書の作成

設立総会で報告する設立趣意書を作成します。町における国スポ・障スポの位置づけを明確にし、町における両大会開催の意義等を明記した内容になります。

(3) 実行委員会会則(案)の作成

設立総会に提案する実行委員会会則の案を作成します。

(4) 実行委員会役員・委員等の候補者の人選

国スポ開催決定年(滋賀国スポは令和 4 年に開催決定)には実行委員会に改組されることを考慮し、開催時における状況を想定の上、町各層の協力が得られるよう、できるだけ広範囲な関係各界代表者をあらかじめ役員・委員に委嘱する方向で検討することが望まれます。

【役員の場合】

- ① 会長 ……町長とし、会則上、充て職の規定をおく。
- ② 副会長 ……副町長を含め、若干名をおく。
- ③ 常任委員 ……常任委員会での運営を容易にするため、必要最小限の委員数とする。
- ④ 監事 ……2名程度で、会計管理者 代表監査委員等を充てる。

【顧問・参与の場合】

- ① 顧問 ……地元選出県議会議員 等
- ② 参与 ……町議会議員 報道関係者 等

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会設立発起人会名簿（案）

（順不同・敬称略）

所属機関・団体 役職名	氏 名
愛荘町長	有 村 国 知
愛荘町議会議長	村 田 定
愛荘町体育協会会長	宇 野 久 七 郎
愛荘町商工会会長	西 村 正 司
一般社団法人愛荘町観光協会会長	濱 中 大 樹
社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会会長	北 村 太 一 郎
愛荘町教育委員会教育長	徳 田 寿

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会、(現在の国民体育大会)は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と平成4年から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ(こくすぽ)となります。令和7年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会 第24回全国障害者スポーツ大会については、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：令和7年9月28日(日)～10月8日(水)
- ・開催期間：11日間以内
- ※アーチェリー競技 令和7年10月5日(日)～10月7日(火)

【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：令和7年10月25日(土)～10月27日(月)
- ・開催期間：3日間

5 滋賀県の実施予定競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技 (37競技)

①毎年実施競技 (36競技)

陸上競技 水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、柔道、ソフトボール、フェンシング、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技 (2競技のうち1競技を実施)

ボクシング、クレ射撃 (第79回国民スポーツ大会ではボクシングを実施)

(2) 特別競技 (1競技)

高等学校野球 (硬式および軟式)

(3) 公開競技 (7競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドデニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

ノルディック・ウォーク、インディアカ、スポーツウエルネス吹矢 等

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技 (14競技)

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。

知的障害者バドミントン、スポーツウエルネス吹矢、ゴールボール等

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会
愛荘町開催競技及び開催施設（案）

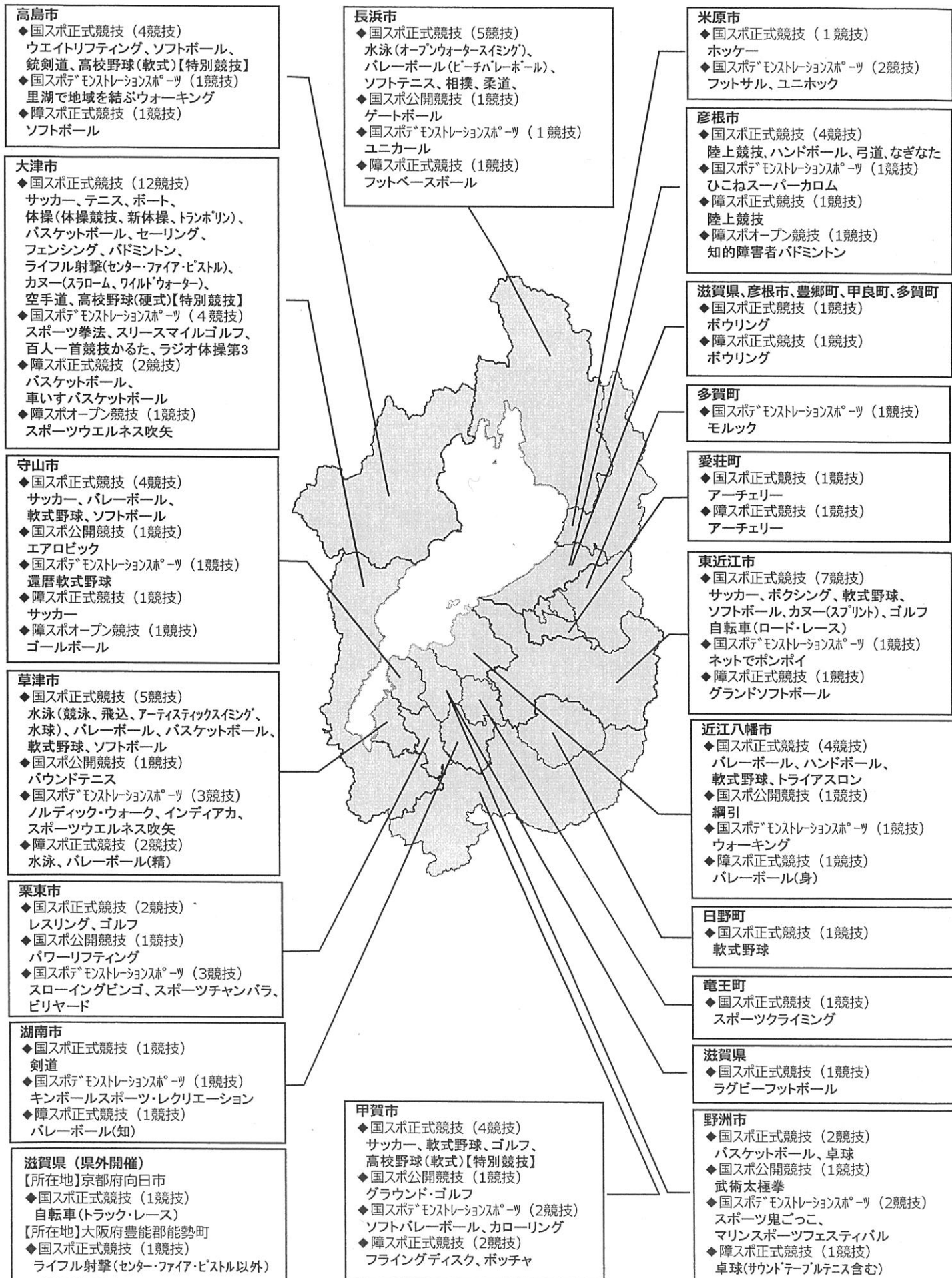
【国民スポーツ大会】1 競技

競技名	種別	開催施設
アーチェリー	全種別	愛荘町立スポーツセンター 秦荘グラウンド

【全国障害者スポーツ大会】1 競技

競技名	種別	開催施設
アーチェリー	身体	愛荘町立スポーツセンター 秦荘グラウンド

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 会場地市町内定配置図

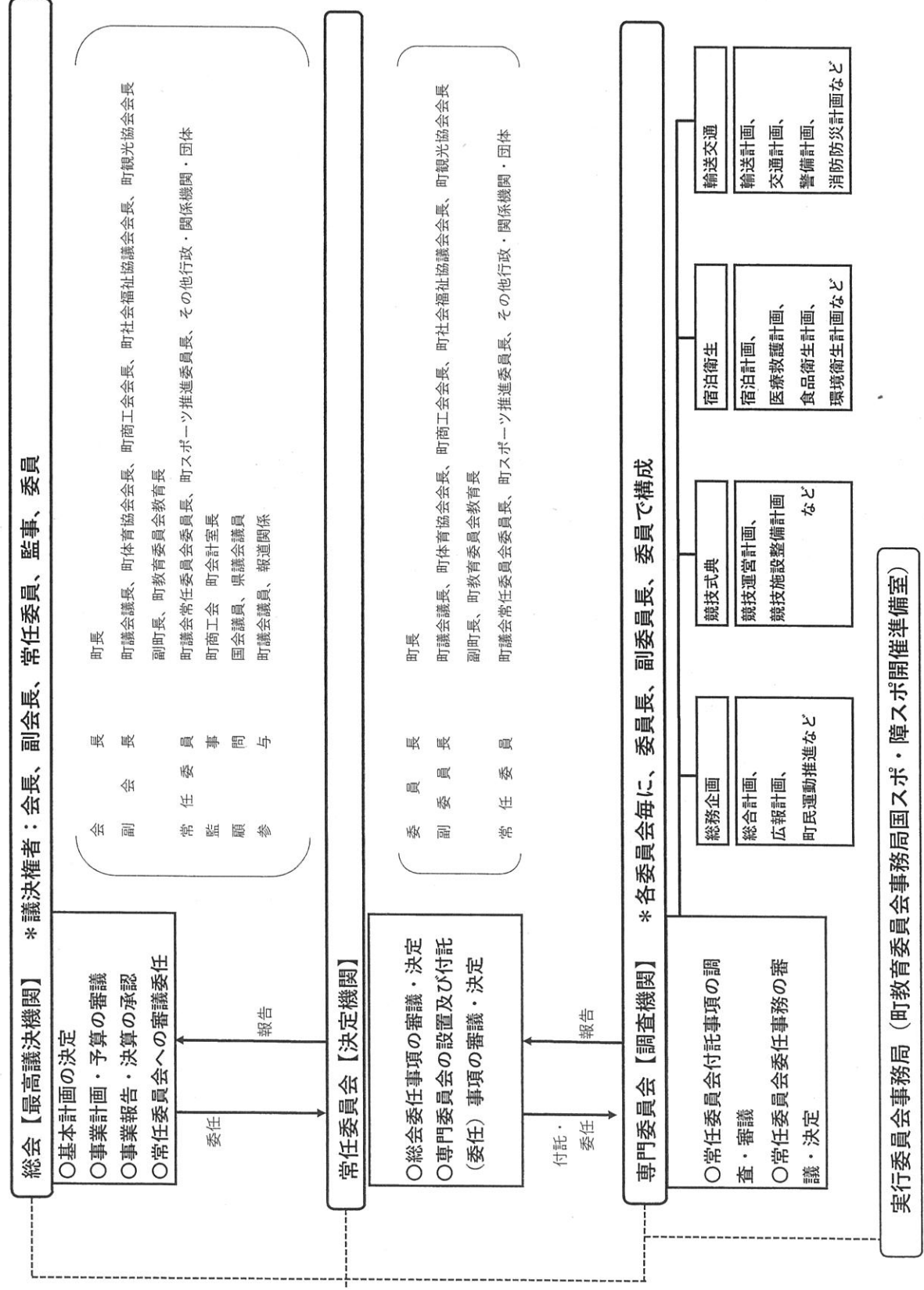


※未定 国スポ正式競技1競技・・・馬術

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ開催に向けたスケジュール（案）

年度	主要日程	愛荘町実行委員会	町
令和4年度 (2022年度) 【3年前】 栃木大会	開催決定・会期決定（令和4年度 夏）	実行委員会設立 常任委員会	先進地視察 情報収集
令和5年度 (2023年度) 【2年前】 鹿児島大会		総会 常任委員会 各専門委員会 総務企画・競技式典 宿泊衛生・輸送交通 （随時開催）	庁内推進本部設置 リハーサル大会 実施本部設置
令和6年度 (2024年度) 【1年前】 佐賀大会	国スポ リハーサル大会		大会実施本部設置
令和7年度 (2025年度) 【開催年】 滋賀大会	障スポ リハーサル大会 第79回国民スポーツ大会・第24回障害者スポーツ大会開催	実行委員会解散	

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会組織図（案）



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地域スポーツの振興と地域文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がいのある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を求め、障がいのある人の社会参加の推進に寄与することを目的として開催されます。

昨今、社会情勢の急激な変化により、スポーツを取り巻く環境も変化する中で、改めてスポーツが持つ力に大きな期待が寄せられています。

このような中、滋賀県で昭和56年のびわこ国体以来44年ぶりとなる国内最大規模の大会が令和7年（2025年）に開催されることは、町民のスポーツへの関心を高め、更なるスポーツ活動の普及、促進に寄与するとともに、地域活性化につながり、本町が目指す「愛着と誇り 人とまちが共に輝く みらい創生のまち」の実現に向けて有意義な大会になると確信しております。

また、本町でこれまで受け継がれてきた歴史、文化、自然の地域資源を全国に発信する絶好の機会でもあります。

このような意義ある兩大会を成功に導くために、国民体育大会開催基準要項第25項に基づき「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会」を設立し、本町の総力を結集して、所期の目的を達成しようとするものであります。

令和4年12月22日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会
設立発起人

愛荘町長	有村 国知
愛荘町議会議長	村田 定
愛荘町体育協会会長	宇野 久七郎
愛荘町商工会会長	西村 正司
一般社団法人愛荘町観光協会会長	濱中 大樹
社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会会長	北村 太一郎
愛荘町教育委員会教育長	徳田 寿

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、愛荘町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- （1）競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- （2）競技会の開催および運営に係る準備に関すること。
- （3）競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- （4）競技会の開催および準備に要する経費に関すること。
- （5）関係競技団体、関係団体および関係機関（以下「関係競技団体」という。）との連絡調整に関すること。
- （6）前5号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

（組織）

第4条 実行委員会は、会長、委員および監事をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）愛荘町を代表する者
- （2）愛荘町議会議員を代表する者
- （3）関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- （4）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次に掲げる役員を置く

- （1）会長 1人
- （2）副会長 7人以内
- （3）常任委員 80人以内
- （4）監事 2人

（役員の選任）

第6条 会長は、愛荘町長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が

指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、事業の執行状況および会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から第20条の規定により、実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係競技団体等の役職を離れたときは、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項に関し、助言する。

5 顧問および参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、会長および委員をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催および運営に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定および改廃に関すること。

(3) 事業計画および事業報告に関すること。

(4) 予算および決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) 前5号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権

を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - （1） 総会から委任された事項に関すること。
 - （2） 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - （3） 専門部会の設置および運営ならびに専門部会への付託および委任に関すること。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについては、専門部会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項ならびに次条第2項の規定により専門部会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第5項、第6項および第8項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門部会）

第13条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。
- 4 専門部会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

- 2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分にすることができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理させるため、実行委員会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛荘町に帰属するものとする。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 年 月 日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ愛荘町実行委員会名簿（案）

【会長】 1名

	職名	選出区分	所属機関・団体名等
1	会長	町関係	愛荘町

【委員】 77名

	職名	選出区分	所属機関・団体名
1	副会長	町議会関係	愛荘町議会
2	副会長	町関係	愛荘町
3	副会長	町関係	愛荘町
4	副会長	スポーツ関係	愛荘町体育協会
5	副会長	医療・福祉関係	社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会
6	副会長	観光関係	一般社団法人愛荘町観光協会
7	副会長	産業経済関係	愛荘町商工会
1	常任委員	町議会関係	愛荘町議会
2	常任委員	町議会関係	愛荘町議会
3	常任委員	競技団体	滋賀県アーチェリー協会
4	常任委員	スポーツ関係	愛荘町スポーツ推進委員
5	常任委員	産業経済関係	東びわこ農業協同組合
6	常任委員	町民団体・各種団体	愛荘町区長総代会
7	常任委員	学校・教育関係	滋賀県高等学校長協会
8	常任委員	学校・教育関係	愛荘町校園長会
9	常任委員	宿泊関係	滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合
10	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人彦根医師会
11	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人湖東歯科医師会
12	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人彦根薬剤師会
13	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人滋賀県看護協会第5支部
14	常任委員	衛生関係	滋賀県湖東健康福祉事務所
15	常任委員	輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県バス協会
16	常任委員	輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県タクシー協会
17	常任委員	警察関係	滋賀県東近江警察署
18	常任委員	消防関係	東近江行政組合
19	常任委員	県関係	滋賀県湖東土木事務所
20	常任委員	県関係	滋賀県湖東環境事務所
21	常任委員	スポーツ関係	愛荘町スポーツ少年団
22	常任委員	スポーツ関係	総合型スポーツクラブ JBはたしょう
23	常任委員	スポーツ関係	総合型スポーツクラブ Eスポ・えちがわ
24	常任委員	観光関係	愛荘町国際交流協会

25	常任委員	観光関係	愛荘町観光ボランティアガイド協会
26	常任委員	観光関係	あいしょう農交愛ランド協議会
27	常任委員	町民団体・各種団体	愛知ライオンズクラブ
28	常任委員	学校・教育関係	滋賀県立愛知高等学校
29	常任委員	学校・教育関係	愛荘町社会教育委員
30	常任委員	医療・福祉関係	愛荘町健康づくり協議会
31	常任委員	医療・福祉関係	愛荘町健康推進員協議会
32	常任委員	医療・福祉関係	日赤奉仕団（愛荘町愛知川赤十字奉仕団）
33	常任委員	医療・福祉関係	日赤奉仕団（愛荘町秦荘赤十字奉仕団）
34	常任委員	医療・福祉関係	更生保護女性会
35	常任委員	医療・福祉関係	保護司会
36	常任委員	医療・福祉関係	民生委員児童委員協議会
37	常任委員	医療・福祉関係	愛荘町愛知川老人クラブ連合会
38	常任委員	医療・福祉関係	愛荘町秦荘老人クラブ連合会
39	常任委員	医療・福祉関係	愛荘町シルバー人材センター
40	常任委員	医療・福祉関係	愛荘町手をつなぐ育成会
41	常任委員	医療・福祉関係	愛荘町障がい児者親の会
42	常任委員	衛生関係	彦根食品衛生協会
43	常任委員	輸送・交通関係	一般社団法人滋賀県トラック協会
44	常任委員	輸送・交通関係	西日本旅客鉄道株式会社
45	常任委員	輸送・交通関係	近江鉄道株式会社
46	常任委員	消防関係	愛荘町消防団
47	常任委員	町関係	総務政策監
48	常任委員	町関係	福祉政策監
49	常任委員	町関係	産業政策監
50	常任委員	町関係	教育次長
51	常任委員	町関係	議会事務局長
52	常任委員	町関係	経営戦略課長
53	常任委員	町関係	人権政策課長
54	常任委員	町関係	みらい創生課長
55	常任委員	町関係	くらし安全環境課長
56	常任委員	町関係	税務課長
57	常任委員	町関係	住民課長
58	常任委員	町関係	福祉課長
59	常任委員	町関係	健康推進課長
60	常任委員	町関係	子ども支援課長
61	常任委員	町関係	農林振興課長
62	常任委員	町関係	商工観光課長

63	常任委員	町関係	建設・下水道課長
64	常任委員	町関係	教育振興課長
65	常任委員	町関係	図書館長
66	常任委員	町関係	歴史文化博物館長
67	常任委員	町関係	給食センター所長
68	常任委員	町関係	山川原地域総合センター所長
69	常任委員	町関係	川久保地域総合センター所長
70	常任委員	町関係	長塚地域総合センター所長

【監事】 2名

	選出区分	所属機関・団体名
1	産業・経済関係	愛荘町商工会
2	町関係	会計室長

【顧問】 6名

	選出区分	所属機関・団体名
1	衆議院議員	衆議院議員（滋賀第2区選出）
2	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）
3	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）
4	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）
5	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）
6	滋賀県議会	滋賀県議会議員（東近江市日野町愛荘町選挙区選出）

【参与】 29名

	選出区分	所属機関・団体名
1	町議会関係	愛荘町議会議員
2	町議会関係	愛荘町議会議員
3	町議会関係	愛荘町議会議員
4	町議会関係	愛荘町議会議員
5	町議会関係	愛荘町議会議員
6	町議会関係	愛荘町議会議員
7	町議会関係	愛荘町議会議員
8	町議会関係	愛荘町議会議員
9	町議会関係	愛荘町議会議員
10	町議会関係	愛荘町議会議員
11	町議会関係	愛荘町議会議員
12	報道関係	産経新聞大津支局
13	報道関係	びわこ放送株式会社
14	報道関係	中日新聞彦根支局
15	報道関係	京都放送滋賀支社
16	報道関係	京都新聞滋賀北部総局

17	報道関係	共同通信社大津支局
18	報道関係	旬間湖東
19	報道関係	時事通信社大津支局
20	報道関係	朝日新聞彦根支局
21	報道関係	毎日新聞大津支局
22	報道関係	株式会社カリセ
23	報道関係	滋賀 彦根新聞
24	報道関係	滋賀報知新聞社
25	報道関係	滋賀産業新聞
26	報道関係	読売新聞彦根支局
27	報道関係	彦根経済新聞（近江印刷株式会社内）
28	報道関係	株式会社エフエム滋賀
29	報道関係	NHK大津放送局

会長	1名
副会長	7名
常任委員	70名
監事	2名
顧問	6名
参与	29名
計	115名